（業務管理課の所掌事務）

第百八十七条の四　業務管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　主要食糧の輸入に係る納付金の徴収に関すること。

二　主要食糧の集荷、買入れ、保管及び売渡しに関すること。

三　輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しの実施に関すること。

第百八十七条の五から第百八十九条までを削る。

第百九十条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条を第百八十七条の五とする。

第百九十一条を第百八十七条の六とし、同条の次に次の六条を加える。

（生産技術環境課の所掌事務）

第百八十七条の七　生産技術環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農業生産に関する総合的な政策のうち環境の保全に関すること。

二　農作物の災害（病虫害を除く。）の防除に関すること（園芸特産課の所掌に属するものを除く。）。

三　農地の土壌の改良に関すること。

四　農機具その他の農業専用物品（蚕糸業専用物品を除き、林業専用物品を含む。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（消費・安全部の所掌に属するもの及び経済産業省がその生産を所掌する肥料の生産に関することを除く。）。

五　緑肥及び堆肥の生産に関すること。

六　農業機械化の促進に関すること。

七　農林水産省の所掌事務に係る災害対策に関する事務の総括に関すること。

八　農業技術の改良及び発達並びに農業及び農林漁業従事者の生活に関する知識の普及交換に関すること。

（上席農政業務管理官、農政調整官、地域指導官及び検査技術指導官）

第百八十七条の八　生産振興課に、上席農政業務管理官一人、農政調整官一人（東北農政局及び北陸農政局にあっては、二人）、地域指導官一人及び検査技術指導官二人（東北農政局及び中国四国農政局にあっては、三人）を置く。

2　上席農政業務管理官は、生産振興課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち地方農政局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を総括する。

3　農政調整官は、命を受けて、生産振興課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち地方農政局長が指定する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

4　地域指導官は、地方農政局の管轄区域内における地域農業生産の総合的な振興に関する事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

5　検査技術指導官は、命を受けて、農産物検査に関する技術の指導及び検査方法の改善並びに調査及び連絡調整に関する事務を行う。

（農政調整官及び流通指導官）

第百八十七条の九　園芸特産課に、農政調整官四人（関東農政局及び近畿農政局にあっては五人、北陸農政局にあっては三人）及び流通指導官一人を置く。

2　農政調整官は、命を受けて、園芸特産課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち地方農政局長が指定する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

3　流通指導官は、園芸特産課の所掌事務に係る農産物（蚕糸を含む。）の生産及び流通の改善に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（農政調整官、畜産環境対策官及び畜産物流通指導官）

第百八十七条の十　畜産課に、農政調整官、畜産環境対策官及び畜産物流通指導官それぞれ一人を置く。

2　農政調整官は、畜産課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち地方農政局長が指定する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

3　畜産環境対策官は、地方農政局の管轄区域内における畜産に係る環境の保全に関する事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

4　畜産物流通指導官は、畜産物の流通の改善に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（農政調整官及び先端技術専門官）

第百八十七条の十一　生産技術環境課に、農政調整官一人を置く。

2　農政調整官は、生産技術環境課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち地方農政局長が指定する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

3　第一項に掲げるもののほか、近畿農政局の生産部生産技術環境課に先端技術専門官一人を置く。

4　先端技術専門官は、先端技術に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（経営・事業支援部に置く課等）

第百八十八条　経営・事業支援部に、次の四課及び経営政策調整官一人を置く。

担い手育成課

事業戦略課

構造改善課

経営支援課

第百九十二条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「次条第二号」を「第百九十一条第二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　経営・事業支援部の所掌に属する事務の調整に関すること。

第百九十二条に次の一号を加える。

五　前各号に掲げるもののほか、経営・事業支援部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第百九十二条を第百八十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（事業戦略課の所掌事務）

第百九十条　事業戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　飲食料品（米穀を主な原料とするものを除く。）及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

二　農畜産物、飲食料品及び油脂の流通の増進、改善及び調整に関する事務の総括に関すること。

三　農林水産業とその他の事業とを一体的に行う事業活動の促進を通じた新たな事業の創出に関すること。

四　農畜産物の生産された地域における当該農畜産物の消費の増進、改善及び調整に関する事務の総括に関すること。

五　農畜産物、飲食料品及び油脂についての輸出の促進に関すること。

六　農林水産省の所掌事務に係るバイオマスその他の資源の有効な利用の確保に関すること。

七　農畜産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における知的財産の活用に関すること。

八　種苗の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（生産部の所掌に属するものを除く。）。

九　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関すること（生産部の所掌に属するものを除く。）。

十　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における資源の有効な利用の確保に関する事務の総括に関すること。